

令和 7 年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務公募型
プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和 7 年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令基準」という。）において、放課後児童クラブに配置が求められる放課後児童支援員の資格者を認定するための研修事業です。

高知県内の放課後児童クラブに従事している、または従事しようとしている者で、かつ、省令基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者に、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、省令基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものです。

(3) 事業内容

別途定める「令和 7 年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務仕様書」によります。

(4) 委託期間

契約日から令和 8 年 2 月 13 日（金）まで

2 見積限度額

1,010,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※なお、この金額は契約金額の上限を示すものであり、当課がこの金額で契約することを約束するものではありません。

3 審査委員会の設置

別途定める「令和 7 年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続に進みます。5日以内（県の閉庁日を除く）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集の日から契約締結日までの間に、高知県の指名競争入札における指名停止を受けていない者であること。
- (3) 高知県の指名競争入札参加資格を有しない企業においては、参加申込書の提出期限までに詳細な法人概要書（任意様式）を提出できる者であること。
- (4) 過去 2 営業年度以内に、当該業務の類似の受託実績があり、業務手法に精通している者であること。
- (5) 都道府県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと、又は、同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

6 参加申込及び資格要件の確認

(1) 参加申込

参加を希望する事業者は、以下の書類を各 1 部、提出期限までに提出してください。

① 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 法人概要書（任意様式）

ウ 過去 2 営業年度の業務実績書（任意様式）

以下の項目については必ず記載すること。

・同様の業務受託実績

エ 納税証明書

募集要領 5（5）に基づき、以下の 2 種類の「納税証明書」を提出してください。

（ア）都道府県が発行する「納税証明書」

令和 7 年 1 月末までに納期限が到来している全税目について証明されているものを提出してください。

（イ）税務署が発行する「納税証明書（その 3 の 3）」

証明書発行日については、公告日（令和 7 年 5 月 2 日）以降のものを提出してください。

※納税が免除されている場合においても、納税証明書を提出してください。

② 提出期限

令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時必着

③ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

④ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号

高知県教育委員会事務局生涯学習課（担当：坂本、山本）

電話番号 088-821-4897

（2） 資格要件の確認

申込者から提出のあった書類により資格要件を確認します。確認の完了後、結果を令和 7 年 5 月 21 日（水）までに申込者へ電子メールで通知します。

（3） 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、資格要件を満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。

通知を受けた者は通知日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により高知県教育長に対して説明を求めることができます。この場合、高知県教育長は説明を求められた日の翌日から起算して 10 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により回答します。

7 質疑と回答

（1） 質疑は、令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時までに様式 2 により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る）、FAX 又は電子メールで受け付けます。

メールアドレスは「15 問い合わせ先」参照。

（2） 質疑と回答の内容は、高知県教育委員会生涯学習課のホームページ上で随時、公開します。

※1 質疑に関する電子メールの件名は「令和7年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施」としてください。

※2 質疑受付後、2日以内（県の閉庁日を除く。）に確認のメールを送信します。

8 企画提案書の作成及び提出

別途定める「令和7年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「令和7年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

10 審査結果

審査結果は、令和7年6月11日（水）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象となります。

高知県情報公開条例

【<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>】

11 日程（予定）

令和7年5月 2日（金）	公告日
令和7年5月 9日（金）	質疑書提出期限（午後5時必着）
令和7年5月19日（月）	参加申込み及び資格確認書類提出期限（午後5時必着）
令和7年6月 2日（月）	企画提案書提出期限（午後5時必着）
令和7年6月10日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年6月11日（水）	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- （1） 提出された書類は返却しません。
- （2） 提出された書類は必要に応じて複写します（県庁内及び審査委員会での使用に限る）。
- （3） 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として、原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と

非開示とする具体的な理由を様式 3 により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は提出された理由に基づき行うものではなく、提出された理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の事業者から提案された内容について、提案者の承諾なく利用することはありません。

13 失格事項

次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定第 2 条 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

14 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式は自由）を提出してください。なお、辞退することにより、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。

15 問い合わせ先

高知県教育委員会事務局生涯学習課 担当：坂本、山本

電話番号 088-821-4897

FAX 番号 088-821-4505

電子メールアドレス 310401@ken.pref.kochi.lg.jp